

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

令和6年12月17日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 中野 崇

1. 業務概要

1) 業務名 令和7年度益田西道路外事業監理業務(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

2) 業務内容 本業務は、一般国道191号益田西道路事業及び一般国道9号益田道路(久城～高津)事業の効率的かつ確実な事業推進を図るため、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等に対する指導・調整等、地元及び関係行政機関との協議、事業監理等を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

・事業全体計画の整理	1式
・測量・調査・設計業務等の指導・調整等	1式
・地元及び関係行政機関等との協議等	1式
・事業監理等	1式

3) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

①事業工程管理を適切に実施する上で考慮すべき項目とそれに対する整理方法について

4) 履行期間 契約締結の翌日～令和9年3月31日

5) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

6) 本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

8) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

① 単体企業

ア) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ) 中国地方整備局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の申請を令和7年1月15日までに行っていること。なお、見積合わ

せの時点において、令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

ウ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ) 参加表明書提出期限日から見積もり合わせ日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

② 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年10月1日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から令和7年度益田西道路外事業監理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を見積り合わせの時点において受けているものであること。

(2) 参加表明書を提出しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

[1] 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

[2] 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ) 組合の理事

オ) その他業務を執行する者であって、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

[3] その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記[1]又は[2]と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 参加表明書等を提出する者は、国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注し、平成26年度以降公示日までに完了した工事または業務（現在履行中の工事または業務も含む。ただし、再委託による実績は含まない。発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した工事または業務（工事の実績の場合は、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。業務の実績の場合は、設計共同体としての実績はすべて対象とする。）を対象とする。）において、ア）～ウ）のいずれかの実績を有すること。なお、設計共同体にあたっては、構成員のいずれかが工事または業務実績を有すること。

ア) 自動車専用道路または一般国道に関するPM（注6）、CM（注7）または事業促進PPP（注8）

イ) 自動車専用道路または一般国道の測量、調査、設計又は点検業務

ウ) 自動車専用道路または一般国道の新設、改築又は維持管理工事

（注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注2）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

(注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

(注4) 公益法人とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

(注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

(注6) 「PM（プロジェクト・マネジメント）」とは、事業を効率的に進めるために、事業工程管理、懸案事項管理、事業費管理などを行うマネジメント業務の総評である（以下、同じ。）。

(注7) 「CM（コンストラクション・マネジメント）」とは、工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理、工事間施工調整などを行うマネジメント業務の総評である（以下、同じ。）。

(注8) 「事業促進PPP（事業監理業務）」とは、事業の効率的かつ確実な事業促進を図ることを目的とし、測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び関係行政機関等との協議、事業監理等を行う業務の総称である（事業推進支援業務を含む。）（以下、同じ。）。

(4) 配置予定技術者に要求される条件、資格及び実績要件

[1] 資格（総合型）

- ①配置予定管理技術者：管理技術者の資格は規定しない。
- ②配置予定主任技術者（事業管理担当）：以下のいずれかの資格を有する者とする。
 - ア) 技術士（総合技術監理部門：建設又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - イ) R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。
 - ウ) 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者）のいずれかの資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。
 - エ) 一級土木施工管理技士の資格を有し、「合格証明書」の交付を受けている者。
 - オ) (一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)に該当する資格を有する。
- ③配置予定主任技術者（調査設計担当）：以下のいずれかの資格を有する者とする。
 - ア) 技術士（総合技術監理部門：建設又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - イ) R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。
 - ウ) 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者）のいずれかの資格を有し、「資格認定証」の交付

を受けている者。

エ) 一級土木施工管理技士の資格を有し、「合格証明書」の交付を受けている者。

③配置予定担当技術者：担当技術者の資格は規定しない。

[2] 実務実績

配置予定技術者は、国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注し、平成26年度以降公示日までに完了した工事または業務（現在履行中の工事または業務も含む。ただし、再委託による実績は含まない。発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した工事または業務（工事の実績の場合は、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。業務の実績の場合は、設計共同体としての実績はすべて対象とする。）を対象とする。）において、下記ア）～イ）のいずれかの実績を有すること。ただし、対象期間中に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規程による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等に相当する期間を実務実績を求める期間に加えることができるものとする（期間の考え方については、説明書のとおり）。なお、対象となる実務実績については所属する会社は問わないものとする。

①配置予定管理技術者（総合型）

ア) 同種業務：

- ・事業促進PPP、PM、CM（※1）の指導的立場（※2）での経験を有するもの。
- ・技術協力業務（ECI）（※3）の指導的立場（※2）での経験を有するもの。
- ・設計業務（ECI）（※3）の指導的立場（※2）での経験を有するもの。
- ・工事・業務をマネジメントした実務経験（※5）を有するもの。

イ) 類似業務：

- ・指導的立場（※2）での調査・設計業務等（※4）、工事の経験を有するもの。
- ・技術的実務経験（※6）を有するもの。

※（注1）～（注5）の説明は2.（3）に同じ。

（※1）業務内容が発注者支援業務、資料作成補助業務と同様の場合は除く。

ただし、工事監督支援業務は業務実績に含む。（以下、同じ）

（※2）「指導的立場」とは以下の立場をいう

- 1) 調査・設計業務の場合には、管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行うものをいう）の立場をいう。
- 2) 工事の場合には、主任技術者又は、監理技術者の立場をいう。
- 3) PMまたはCMの場合には、当該業務の履行に関する管理及び統括を行うものをいう。

（本省ガイドライン）管理技術者（当該業務に係る契約履行に関する管理及び統括を行うものをいう）の立場をいう。

（※3）技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプの実設計業務を含む。

- (※4) 用地に関する業務を含む場合は、補償コンサルタント業務を含む
- (※5) 道路分野における、例えば、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（S42.3.30 付）第6に該当する総括監督員若しくは主任監督員、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（H11.4.1 付）第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員に相当する程度の経験をいう。
- (※6) 道路分野における 20 年以上の実務経験、又は道路分野における論文、委員会活動等の優れた実績をいう。

②配置予定主任技術者

ア) 同種業務：

- ・事業促進PPP、PM、CM（※1）の経験を有するもの。
- ・技術協力業務（ECI）（※3）の経験を有するもの。
- ・設計業務（ECI）（※3）の経験を有するもの。
- ・調査・設計業務等（※4）、工事の経験を有するもの。
- ・工事・業務をマネジメントした実務経験（※5）を有するもの。

イ) 類似業務：

- ・技術的実務経験（※7）を有するもの。

（※7）道路分野における 10 年以上の実務経験、又は道路分野における論文、委員会活動等の優れた実績をいう。

※（注1）～（注5）の説明は2.（3）に同じ。（※1）（※3）（※4）

（※5）は2.（4）[2]①に同じ。

③配置予定担当技術者

担当技術者の業務実績は規定しない。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施方針（理解度・実施体制）
- (2) 評価テーマに関する技術提案

5. 手続等

(1) 担当部局

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

中国地方整備局 浜田河川国道事務所 経理課

電話 0855-22-3117 メール：hamadakeirika@cgr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はメール等による入手申し込みは認めない。

①説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

交付期間：令和6年12月17日（火）から令和7年1月29日（水）までのうち、土

曜日・日曜日・祝日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

電子入札システム <http://www.e-bisc.go.jp/>

②電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和6年12月17日（火）から令和7年1月29日（水）までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

交付場所：島根県浜田市相生町3973

中国地方整備局 浜田河川国道事務所 経理課

電話 0855-22-3117

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和6年12月27日（金）17時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限る、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、上記（1）に同じ。メールの場合は、電子入札手続きに関する補足説明事項〔コンサルタント業務等〕のとおり。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和7年1月30日（木）17時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限る、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、上記（1）に同じ。メールの場合は、電子入札手続きに関する補足事項〔コンサルタント業務等〕のとおり。

(5) ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う予定である。

実施方法：Web会議システム（MicroSoft Teams）を使用することとし、接続等の詳細は別途通知する。

実施期間：令和7年2月4日（火）～令和7年2月5日（水）

開始時間：別途通知する。

説明者：配置予定管理技術者

設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者を説明者として追加することができる。

2) ヒアリングでは技術資料に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ① 配置予定管理技術者の経歴について
- ② 配置予定管理技術者の業務実績について
- ③ 取り組み姿勢（業務の着眼点、実施方針）について
- ④ 評価テーマに対する技術提案について
- ⑤ 参考見積について

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項とする。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結するための予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。

(6) 技術提案書に関するヒアリングを行う。

(7) 本案件は提出資料、見積を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は説明書による。

(8) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

(9) 詳細は説明書による。